

令和4年6月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和4年6月28日(火) 午前9時00分～11時10分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:後藤 ミホ 2番:久保 一美 3番:上川 安博 5番:西 哲郎 6番:曾我 広 7番:平野 豊文 8番:大山 裕加 (農地利用最適化推進委員 7人) 吉岡 定男 藤井 恒美 國岡 伸二 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 0人) 農業委員: 0 名 推進委員: 0 名
出席職員	事務局長:三隅 秀俊 専門監:廣瀬 孝一 主査:黒木 和美
会議録署名委員	7番:平野 豊文 8番:大山 裕加
議事日程	令和4年6月28日(火) 1日間
報告	(1) 6月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(5件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について ② 2a未満の農地転用届の提出について ③ 農用地利用配分計画の認可について
会議事件	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第25号 非農地証明願いについて 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第27号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第28号 農地移動適正化あっせん事業の実施について 議案第29号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 議案第30号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
事務局 (事務局長)	皆さんご起立をお願いします。ただ今から令和4年6月期の木城町農業委員会定例総会を開会いたします。一同、礼。ご着席ください。それでは、会長から挨拶をお願いします。

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>皆様改めましてお疲れ様です。お天気のいい今日、お忙しいのに全員出席していただきありがとうございます。早期水稲の方も出揃い、日一日と色付いてくるのが今から楽しみです。米の価格は低迷、せめて豊作でありますようにと願っております。</p> <p>異常気象の延長でしょうか、例年よりかなり早い梅雨明け、水不足の懸念もありますし、農作物にとっては高温障害が一番気になる所です。とは言っても自然のなせる技、逆らうことはできません。これからはこういう事態もあると、ある程度の覚悟をもって農業を行っていききたいものです。また、段々離農する人も増えてきております。私達は大切な農地を農地として次の世代に渡せるように少しでも農家の皆さんのお手伝いをしていきましょう。</p> <p>それでは、本日も最後までよろしくお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>ありがとうございました。それでは進行の方をお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、本会議に入りたいと思います。本日の本会議の出席委員は、農業委員7名全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名全員出席ですので、本日の定例総会出席委員は合計14名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、7番平野豊文委員と8番大山裕加委員にお願いしたいと思います。次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の廣瀬専門監と黒木主査を指名致します。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p> <p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の14ページをお願いします。</p> <p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号10番 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示大字石河内字神前〇〇番 地目 田1筆 地積 1,961 m² 移動区分 賃貸借 売買価格 10,000 円/10 a 経営状況 労働力2 経営面積 7,498 m² 移動理由 地域おこし協力隊を活用した有機栽培技術の確立に向けた実証試験 担当</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>委員は、8番大山委員です。資料につきましては、15ページから16ページに添付してあります。</p> <p>受付番号11番 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字諏訪野〇〇番 地目 畑1筆 地積 3,319 m² 移動区分 賃貸借 売買価格 10,000円/10a 経営状況 家族2 労働力2 経営面積 36,654 m² 担当委員は、1番後藤委員です。資料につきましては、17ページに添付してあります。</p> <p>受付番号12番 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 2,730 m²うち250 m² 他畑1筆 合計 畑2筆 6,466 m²うち700 m² 移動区分 賃貸借 売買価格 35,000円/10a 経営状況 経営面積 0 m² 移動理由 南九州大学との包括的連携事業 担当委員は、7番平野委員です。資料につきましては、18ページから19ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、議案の朗読が終わりましたので、受付番号10番につきまして、担当の大山委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>(8番) 大山 裕加</p>	<p>はい。資料を読んでいただいたら分かると思いますので、皆さんご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号11番につきましては私が担当ですが、この土地は色々複雑なこともありますので</p>
<p>(事務局) 廣瀬専門監</p>	<p>こちらの土地は、以前は中間管理でひと纏まりで貸していたところなんです。譲渡人の申請地は以前牛舎がありまして、その基礎がちょっと残っている状況でございまして、話を伺いますと上の方に土を盛っているんで農作業の方には影響がないという話ではありますが、一応下の方にコンクリートの埋設物があるということで農業委員会としては中間管理ではなく、本人が埋設物があるのを了解した上で賃貸借ということで3条での契約ということにさせていただきました。以上です。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>よろしいですか。今専門監が申した通りこの土地には以前牛舎が建っておりまして、今その牛舎自体はないんですが下の方にまだ基礎の部分が残ってる基礎の部分があるんですが、その部分が土で埋め戻してありまして農地としての使用については支障がないということで、ここにつきましては青地ではなく白地ということになっております。ということでですね。今回3条での申請ということになっております。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号 12 番につきまして担当の平野委員から説明をお願いします。</p>
<p>（7 番） 平野 豊文</p>	<p>はい。私もこの案件については関係しておりません。先程大山委員が言いましたように南九州大学との包括事業連携事業という文書を見させていただきまして初めて確認したような状態であります。こちらの資料を読んでご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。各委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p>
<p>（2 番） 久保 一美</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>久保委員どうぞ。</p>
<p>（2 番） 久保 一美</p>	<p>受付番号 11 番なんですけど、譲受人についてなんですけど、昨年眞崎主幹とも色々お話ししたんですけど、小作料の未納があるんですよね。〇〇地区の方、まだ未納であるんですよね。やっぱりそういったところを改善していかないと、新たに農地を借りるということになる、契約をしてなかったから悪いとか言われますけど、農業委員会とかも賃貸借をしていないからと。やっぱり困っておられるわけですよねその方達も。〇〇地区に集中しておりますけども。私も以前、同地区を担当しております色々苦情もありましたけども、中々改善がされないまま今日に至っております。</p> <p>これにあたっては、やっぱり遊んでる農地なんですけどその辺を改善しながらしていかないと、地権者の方は特にこの上の百合野地区においては一ツ瀬川改良区の水利用が発生しております。先だっても私の〇〇さんとの農地の貸し借りの時も、水代を入れてくれないかということで曾我委員の方からも皆さんに報告がありました。その分で私は三千元上乘せしてお借りしますということで合意したところでございますけども。年金じゃ水代を払えないと言われるんですよ。やっぱり解決策を農業委員会で求めながら賃貸をしていかないといけないと思ってるんですけども。私自身思ってるんですけど、改良区の方も差し押さえをしております。去年の実績を言いますと WCS、農政事務所が絡んだ転作奨励金の差し押さえを今行っております、去年から。今年度もそれをやっついこうという形で今行ってますけど、調査しながらそういった形でも、未納の方は転作奨励金を差し押さえでもしていかないとズルズルになってしまうんですよね。</p> <p>前局長にも言ったんですけど、大型機械・小型機械で今町が補助しますよね。</p>

<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>それについても土地改良区水利代を払ってない農家さんがおられれば、やっぱり税金と同じなんですから補助をしてはいけないんじゃないですかと要望したことがあります。検討しますということで局長の方にも言われましたので、そのような方向で行かれてるんじゃないかなと思うんですけど。</p> <p>せっかくこの案件の譲渡人と譲受人が契約されるということなので、ちゃんと支払いをすればいいなと思います。これについては契約が成立しますので。</p> <p>小作料の未納については本当に貸し出していいのかを、今後議論の場としてよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>この当事者二人の前に賃貸をした人に久保さんが言われたように未納があったので、今回の事も未納が行われないように配慮していただきたいという趣旨ですか。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>それもあるんですよだから。前のやつを換算しないとですよ、支払ってもらわないと今度未納が続いて支払わなかったら譲受人がまた次の農地を借りるわけですよ。譲渡人はちゃんとしてくださいということで申請書が出てきてるわけですよ。中間管理を通すことも考えられたんですけども、先程専門監からもありましたけど農地の方に畜舎の基礎の部分が畑に残ってますから、だから中間ではなく3条に上がってるわけですよ。だからその未納の分の賃借は農業委員会を通してないんですよ。だから私達農業委員も強く言えない、これが原則なんですよ。通していれば事務局ないし私達農業委員・推進委員が行って言えると思うんですけど、その辺りが相対じゃ中々なのかなと。</p> <p>今回は一応このように上がってますから、私共としてはやっぱり今後はちゃんとして調査しないといいけないのかなと思っております。</p> <p>先だっの総会の中でも中間との話の中で私も言ったんですけども、ちゃんと調べてくださいと。土地改良区並びに小作料の未納がないかどうか調べてくださいと言ったこともありますけども、返事がこの前返ってきて、滞納はしてるけど期末までに払ってるからと、本当は11月12月で払わないといけないやつを3月まで引っ張ってるんですよ。それくらいあるからいいでしょうとなってるんですよ、中間管理としては。でも、これを蓋を開けると未納があるからちゃんと精査しないといいけないという話ですよ。まあ色々事情はありますけども、今後はこういったケースが出てくると思っておりますので、慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。地元の方が一番把握してると思っておりますので、情報を入れるといいかなと思っております。ただし、個人情報ですのでこれ以上の会議の場以外では話していただくことができませんので、またご協力をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>町の方ですね、大型機械・小型機械の助成をしております。条件として町の税金関係手数料関係、水道料とか使用料関係ですね、そういったものについては未納がある方については補助金は交付してません。町が例えば水利組合とかそういったところまで要件にしてしまうと、町以外の所に縛りを付けるというのは町としては私は難しいと思っております。あくまでも把握出来る範囲内で制限を加えるというのが一番納得できるところかなと。農家の人とか色々な事情があると思いますので、そこまでハードルを上げてしまうことになりますので町として制限を掛けれるのはあくまで町で取り扱ってる町税、手数料使用料関係だけだと私は思っております。久保委員もしっかり分かっておられるんですけど、農業委員会の契約3条とか基盤強化関係がありますが、ここで契約していただいた取引についてはですね久保委員も仰る通り農業委員会の方で対処できる、ただ契約が入っていない分について久保委員は仰ってるんですが、確かに困っておられる方もおられます。ですからちゃんと契約をしてもらうように農業委員会としてはお願いしていかないと思っております。お互いに個人で賃貸借出来ないわけではないんですが、それは個人対個人ということで農業委員会としては手の出しようがない。支払いをしてくださいという話は出来たとしてもちゃんとした契約がありませんので契約を基に請求ができないということになりますので、3条とか基盤強化、中間管理等ありますので必ず契約してもらうようにですね今後とも委員さんのご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>農業委員会としては農地集積を取り組んでおりますが、大切な契約ですのでよろしくをお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>今の問題ですけど水代とか水利費ですけど色々な水利組合があるわけですね。それが未納になってるということは事務局は分かるわけですね。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>農地の売買が入った時には、その農地に水利代が発生してますので売買の場合だけは改良区に連絡を入れると思います。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>貸借の場合は見られないんですね。個人情報ですから。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>貸借の場合は分からないですね。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>皆さんに一番気を付けていただきたいのは、一ツ瀬とか特に絡んでくるんですが、土地の改良費とか水利代が発生するんですけどその未納があると、売買があつて契約が成立しますとその土地について土地改良費水利関係は買った人にそのまま移ります。ですから10万円の未納があつて土地の売買が成立した場合は、その10万円の土地改良費は買った人に移るといふことで、昔そういった事例がありまして、買った人が私が払うべきお金ではないといふことで断つて払わなかつた事例があるんですよ。聞いた話ですのでその後どうなつたか分からないんですけど。そこでその費用を売つた人が払われればいいんですけど、払えない場合買った人が払わないとなると宙に浮いてしまうことになるんですよ。そうなる土地改良区としてはどこかで回収しないといけないといふことで、先程久保委員が仰つたように組合として差し押さえができますのでそういった方法を取らざるを得ない。買った人に迷惑が掛かるといふことで、農業委員会としてもそういった土地改良区の絡む土地が出てきた場合はですね、必ず土地改良区の方に未納があるかないかは確認はしますが、受付をする際に買う方の人には個人で改良区に未納があるかどうかといふのを必ず確認してくださいといふお願いをしています。もし万が一漏れがあつた時に不利を被るのは、その土地を購入した人ですので、受付の際には未納があるかないか間違いないとは思いますが確認をお願いしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>曾我委員どうぞ。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>小作料の事ですけど未納の場合は、これに上がってきたら農業委員会の担当地区のところを支払の方を交渉に行くという形になるわけですか。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>農業委員会の契約を取つて分についてはですね、未納が出てきた場合貸して方からまだ入つてないんですけどといふ話があつた時には、契約をされるのであれば農業委員会事務局の方が賃料が払われてないようですがといふことで、払つていただけますかといふお願いを、契約ですから。払つてもいいと仰つてるんですからそれを払つてないといふのは色々な事情があると思つたので、契約を基</p>

	<p>にそういった指導とか指示は出来ます。ちゃんと約束は守ってくださいねということで。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>出来るだけ事務局と相談しながらということでお願いしたいと思います。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 受付番号10番から12番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 受付番号10番から12番につきまして承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第25号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の20ページをお願いします。</p> <p>議案第25号 非農地証明願いの承認について 非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号2番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木 字石原新田〇〇番 地目 田 1筆 面積 41㎡ 現況地目 宅地 事由 10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>担当委員は、7番平野委員です。資料は21ページから23ページに添付してあります。</p> <p>受付番号3番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字迫ノ内〇〇番 地目 田 3筆 面積 2,339㎡ 現況地目 雑種地 事由 10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、2番久保委員です。資料は24ページから26ページに添付してあります。</p> <p>受付番号4番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字迫ノ内〇〇番 地目 田 1筆 面積 1,615㎡ 現況地目 雑種地 事由 10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、2番久保委員です。資料は27ページから29ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、事務局より写真説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (黒木主査)</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、写真説明が終わりましたので、議案第25号 非農地証明願いの承認について 受付番号2番につきましては、担当の7番平野委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>先程の事務局説明でもありました通りでございます、現在宅地として使われている状態です。以上です。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは受付番号 3 番 4 番につきまして、担当の久保委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>（2 番） 久保 一美</p>	<p>はい、先程事務局説明の写真にもありましたけども、去年ですねこの案件が outcome しまして、去年はきれいに整理されて一回鋤をして鍬を掛ければ農地として利用できるということで一回断った案件でしたけども、また雑種地の方でお願いしますということで現地も確認しましたところ、今の現状では雑種地の感じで、何に利用されるんですかと聞くんですけど中々回答が来てない感じです。もし他の用途に使うのであれば事務局、農地部長とも話していますが、一筆書いていただいて、そしたら 5 条申請でお願いしますということで一筆書かせていただきたいと思っております。補足があれば田村推進委員よろしくをお願いします。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。議案第 40 号 非農地証明願いの承認について、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>受付番号 3 番と 4 番ですが、現況地目雑種地ということで非農地証明の申請が上がってるんですが、総会で非農地証明の承認がありますとこの農地につきましては、農地でなくなるということで農地の管理から外れます。外れた後というのは農業委員会としてはタッチすることがありませんので、先程久保委員が仰いました通り後の目的は何かあるんですかという問い合わせに、何もないという返事で具体的な話を聞かれてないというので、農業委員会としては現地で判断するしかないということで、雑種地、非農地相当ということでそういった判断になります。以降別の計画が上がったとしてもですね、農地から外した所については制限とかかかりませんので、農業委員会から手は離れることになります。 以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございませんか。 （質疑・意見なし） 質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 25 号 非農地証明願いの承認について 賛成の方は、挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成との事でありますので、議案第 25 号 非農地証明願いの承認につきまして承認可決とします。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 5 番 譲受人・譲渡人については表記のとおりです。土地表示 大字 椎木字八反畑〇〇番 地目 田 1 筆 地積 155 m² 移動区分 贈与 転用目的 一般個人住宅 施設概要 住宅 1 棟 119.66 m² 担当委員は、7 番平野委員です。資料につきましては 31 ページから 44 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、担当の 7 番平野委員の方から説明をお願いします。</p>
<p>（7 番） 平野 豊文</p>	<p>ここはですね、私の指導不足もありまして最初に謝りたいと思います。ここはブロックを積むということで何年も前に相談がありまして、お父さんがおられる頃に私が現地を見せてもらいまして、ブロックを積む、そして境が分からないと言われますので、この事については産業振興課に行って、今ブロックを積むと色々な基準がございますので町の方の指導を仰いでもらって基準通りにしてもらいたいと思います。そして境もちゃんと見てもらってやってくださいという事を言っていたんですが、ただここが宅地になるという事を頭になかったものですから、宅地転用してくださいという事を言い忘れておりましてこの意見書が出てきたんだと思いますので、その点皆さんに審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですのでお諮りします。議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 5 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 5 番につきまして承認可決と致します。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてあります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、45 ページをお願いします。議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>整理番号 1 番 受付番号 20 番 移動区分 賃貸借 地区 住所 借受人・貸付人につきましたは表記のとおりです。土地表示 大字椎木字小並原〇〇番 地目 畑 地積 1,425 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 5,925 m² 利用目的 飼料作物 始期終期 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで（1 年間） 借賃 15,000 円/10a 経営面積 8.7ha 家族数 4 稼働労働力 4 担当委員は、7 番平野委員で更新です。資料は 49 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 21 番 移動区分 賃貸借 地区 住所 借受人・貸付人につきましたは表記のとおりです。土地表示 大字川原字今別府〇〇番 地目 畑 1 筆 地積 1,646 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2022 年 7 月 10 日から 2027 年 7 月 9 日まで（5 年間） 借賃 10,000 円/10a 経営面積 2.5ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、3 番上川委員で更新です。資料は 50 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 22 番 移動区分 賃貸借 地区 住所 借受人・貸付人につきましたは表記のとおりです。土地表示 大字川原字今別府〇〇番 地目 畑 1 筆 地積 487 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2022 年 7 月 10 日から 2027 年 7 月 9 日まで（5 年間） 借賃 10,000 円/10a 経営面積 2.5ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、3 番上川委員で更新です。資料は、51 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 4 番 受付番号 23 番 移動区分 賃貸借 地区 住所 借受人・貸付人につきましたは表記のとおりです。土地表示 大字椎木字似り〇〇番 地目 畑 地積 1,588 m² 他 5 筆 合計 畑 6 筆 15,251 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日（1 年間） 借賃 10,000 円/10a 経営面積 17.7ha 家族数 6 人 稼働労働力 5 人 担当委員は、6 番の曾我委員で更新です。資料は 52 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 5 番 受付番号 24 番 移動区分 地区 住所 賃貸借 借受人・貸付人につきましたは表記のとおりです。土地表示 大字椎木字石田〇〇番 地目 田 地積 2,963 m² 他 1 筆 合計 田 2 筆 3,477 m² 利用目的 稲作 始期終期 2022 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日（5 年間） 借賃 全部で粳 35</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>kg 7 俵 経営面積 8.9ha 家族数 3 人 稼働労働力 3 人 担当は委員、1 番の後藤委員で更新です。資料は 53 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 6 番 受付番号 25 番 移動区分 地区 住所 使用貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 5,663 m² 他 8 筆 合計 田 4 筆畑 5 筆 29,426 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2022 年 7 月 1 日から 2032 年 6 月 30 日 (10 年間) 経営面積 4.9ha 家族数 2 人 稼働労働力 2 人 担当委員は、1 番の後藤委員で更新です。資料は 54 ページから 56 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 7 番 受付番号 26 番 移動区分 賃貸借 地区 住所 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字寺山〇〇番 地目 田 1 筆 地積 1,988 m² 利用目的 稲作 始期終期 2022 年 7 月 1 日から 2032 年 6 月 30 日 (10 年間) 借賃 17,000 円/10a 経営面積 2.7ha 家族数 3 人 稼働労働力 3 人 担当委員は、7 番平野委員で更新です。資料は 57 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 8 番 受付番号 27 番 移動区分 賃貸借 地区 住所 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字似り出口〇〇番 地目 畑 地積 6,201 m² 他 2 筆 合計 畑 3 筆 7,296 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2022 年 7 月 1 日から 2032 年 6 月 30 日 (10 年間) 借賃 10,000 円/10a 経営面積 11.1ha 家族数 6 人 稼働労働力 6 人 担当委員は、1 番の後藤委員で新規です。資料は 58 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、議案第 27 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について、最初に整理番号 4 番 受付番号 23 番につきまして審議をさせていただきます。</p> <p><議事参与関係委員退席></p> <p>受付番号 23 番につきましても更新案件ですので、説明は省かせていただきたいと思います。質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第 27 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について 整理番号 4 番 受付番号 23 番につきまし</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>て賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので 議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 整理番号 4 番 受付番号 23 番につきましては原案どおり承認可決とします。</p> <p><議事参与関係委員着席></p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから受付番号 23 番以外で質疑をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。整理番号 1 番から 3 番 受付番号 20 番から 22 番、整理番号 5 番から 8 番 受付番号 24 番から 27 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事でありますので、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 整理番号 1 番から 3 番 受付番号 20 番から 22 番、整理番号 5 番から 8 番 受付番号 24 番から 27 番につきましては原案どおり承認可決と致します。</p> <p>それでは、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 整理番号 1 番から 3 番 受付番号 20 番から 22 番、整理番号 5 番から 7 番 受付番号 24 番から 26 番につきましては、更新ですので説明は省かせていただきます。</p> <p>整理番号 8 番 受付番号 27 番については、私が担当ですので説明いたします。この案件は、先程活動報告の中でも報告しましたがけれども、貸付人は横浜在住です。お母様が岩渕に住んでおられまして、この土地の税金とか土地改良費は全部お母様の支払いになることで了承されております。それで、農地中間管理を通してほしいなという思いもあります。でも、本日は基盤強化として審議していただければと思います。借受人が耕作しておられまして今、甘藷がきれいに植付されております。ご審議よろしくお願いいたします。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから受付番号 23 番以外で質疑をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。整理番号 1 番から 3 番 受付番号 20 番から 22 番、整理番号 5 番から 8 番 受付番号 24 番から 27 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 27 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 整理番号 1 番から 3 番 受付番号 20 番から 22 番、整理番号 5 番から 8 番 受付番号 24 番から 27 番につきましては原案どおり承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、つづきまして 議案第 28 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料の 59 ページをお願いします。議案第 28 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。</p> <p>受付番号 3 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字桃木窪〇〇番 地目 畑 1 筆 地積 1,094 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員 各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 300,000 円/10 a 資料は、60 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 4 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字権現平〇〇番 地目 田 11 筆 地積 5,931 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員 各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 300,000 円/10 a 資料は、61 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それではあっせん事業についてですが、受付番号3番につきましては、曾我委員と國岡推進委員でよろしいでしょうか。</p> <p>受付番号4番につきましては、私と吉岡推進委員ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第28号 農地移動適正化あっせん事業の実施について、あっせん指名委員として受付番号3番は曾我委員と國岡推進委員。受付番号4番は私、後藤と吉岡推進委員で承認していただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事でありますので、そのように取り扱わせていただき承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第29号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表についてであります。事務局の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 廣瀬専門監</p>	<p>総会資料の62ページをお願いします。議案第29号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表についてであります。</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第15条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。ということで、これは「情報の公表」ということとなります。これは、昨年6月の定例総会にてご承認をいただきました「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を基に、令和3年度の活動実績の点検・評価をしたものになります。それを農業委員会の活動の透明化ということで、町のホームページ等で公表するようになっております。</p> <p><令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明></p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 29 号 「令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表について 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 29 号 令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 公表をするという事で承認賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第 29 号 令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 承認可決とし報告したいと思います。</p> <p>つづきまして、議案第 30 号 「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 事務局の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 廣瀬専門監</p>	<p>総会資料の 72 ページをお願いします。議案第 30 号 「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表についてであります。</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 37 条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 15 条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。</p> <p><令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明></p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 30 号 「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>田村推進委員どうぞ。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>73 ページの (1) 農地の集積①現状及び課題 現状というのは前年度の現状と一緒に思うのですが、訂正されていないのではないのでしょうか。</p>

<p>(事務局) 廣瀬専門監</p>	<p>最適化活動の目標 ①の現状ですが、管内農地面積は令和2年度の数値を入れるように農業会議から指示は受けておりましてそのままですが、これまでの集積面積を 532ha、集積率を 77.6%に修正をお願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それではお諮りしたいと思います。議案第 30 号 「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 修正の上で承認賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 30 号 「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 修正した上で承認可決とし報告したいと思います。</p> <p>それでは、以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 7月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>以上をもちまして、令和4年6月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長 後藤 ミホ</p> <p>署名委員 平野 豊文</p> <p>署名委員 大山 裕加</p>